

長寿医療制度(後期高齢者医療制度) 平成21年1月よりここが改定されます。

医療費負担のここ

70~74歳の方と暮らしている、長寿医療制度の被保険者の方

同一世帯に70~74歳の方がいる方は確認!!

医療機関での窓口負担の割合が「3割」となっている方で、下記の要件に該当する場合は、申請することにより「1割」になります。

今まで3割だが変わるのかな?

該当するか確認してみよう

〈要件〉

- ① 同一世帯内に、70~74歳の方がお住まいであり、
- ② 同一世帯内に、長寿医療制度の被保険者の方は、お一人だけであり、
- ③ ①と②の方の収入(※)の合計額が520万円未満

※収入…前年(平成19年)の所得税法上の収入金額(退職所得に係る収入金額を除く)であり、必要経費や公的年金等控除、基礎控除などの控除金額を差し引く前の額

医療費負担のここ

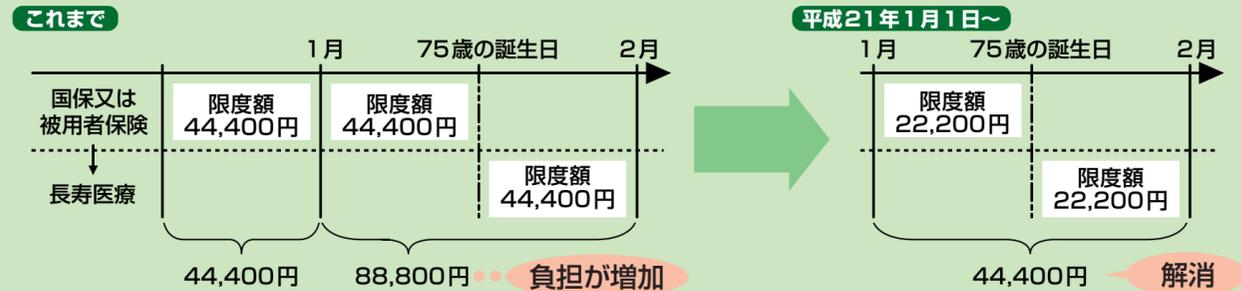
平成21年1月から 75歳の誕生月の医療費負担が軽減されます。

これまで、75歳の誕生日を迎えた方は、「誕生日以後の長寿医療制度」と「誕生日前の医療保険」と2つの制度に加入することになるため、それぞれの制度の自己負担限度額までお支払いいただくことがありました。

今後は、それぞれの制度の限度額を半分にすることにより、誕生月の負担が増加するという問題が解消されました。

これからは2つの保険の合計の半額じゃ!

(例)限度額の区分が「一般」の方が、1月に75歳になった場合



保険料のここ

平成21年度の軽減措置等について

※下記の軽減措置等につきましては、今後、2月の広域連合議会定例会に条例改正(案)を提案する予定です。可決された場合に軽減措置が適用されます。

被用者保険(国保以外の健康保険)の被扶養者だった方

平成22年3月まで、さらに1年間均等割9割軽減を継続

被用者保険の被扶養者だったから、また1年間軽減されるのね

低所得者に対する保険料の軽減

①均等割9割軽減

(均等割7割軽減世帯のうち、長寿医療制度の被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない)の世帯)

②所得割5割軽減

(年金収入のみの場合153万円から211万円までの方)

あなた以外にも対象となるご家族の方

- ①あなたが被用者保険の被保険者だった場合、あなたの被扶養者
- ②あなたが国民健康保険組合の組合員だった場合、あなたの世帯に属する被保険者

※毎月1日生まれの方は、誕生月に加入している制度が長寿医療制度のみであり、負担は増加しないため対象外となります。※平成20年4月~12月に75歳になり長寿医療制度の被保険者となった方にも、負担が増加した分をさかのぼって支給することとしており、今後、ご案内します。

外来の場合

外来での自己負担が、軽減された限度額を超える場合は、その超えた額が、誕生日前後の各保険者から支払われますので、各保険者に申請してください。

※外来の限度額は、所得に応じて、4,000円~22,200円となります。

誕生月でも医療費の負担は増えないのね...

入院した場合

医療機関の窓口でのお支払いが、軽減された限度額までとなります。

左記の①又は②の方は、医療機関で対象者であることが確認できるもの(誕生日前のあなたと対象者の方の被保険者証の写しなど)をお持ちの上、医療機関の窓口へお申し出ください。

※限度額は、所得や年齢によって異なります。(上の図の記載は一例です。)

※「限度額適用・標準負担額減額認定証」又は「限度額適用認定証」をお持ちの方は、必ず医療機関の窓口へご提示ください。

※限度額を超えて支払われても、各保険者への申請により、後ほど超えた額が支払われます。

新年あけましておめでとうございます。被保険者並びにご家族の皆様におかれましては、希望に満ちた穏やかな新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。また、当広域連合議会の運営に当りましては、平素より格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。昨年4月にスタートいたしました長寿医療制度



千葉県後期高齢者医療広域連合 議長 中島 賢治 (千葉市議会選出)

広域連合議長ご挨拶

(後期高齢者医療制度により、被保険者をはじめ、県民の皆様が安心していきいきと暮らすことができます。また、本年も引き続き、議員一同、よりよい医療制度を目指し、全力を傾注して参る所存でございますので、今後とも、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



千葉県後期高齢者医療広域連合 広域連合長 藤代 孝七 (船橋市長)

広域連合長ご挨拶

皆様のご意見やご要望が寄せられましたが、こうした声を受け、当広域連合として制度の安定的な運営を図るために必要な事項などについて要望してまいりました。また、国により所得の低い方への軽減措置などの制度改正が行われるたびに、当広域連合では速やかに対応してまいりました。本年も長寿医療制度が円滑に運営されるよう、引き続き努力してまいりますので、県民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

長寿医療制度に関する振り込め詐欺に注意!!

振り込めサギに気をつけよう

ATMから振り込んだり絶対しないわ!



広域連合や市(区)町村、社会保険庁などの職員を名乗り、「医療費を還付します」などと偽って、お金を振り込ませようとする詐欺目的の事例が発生しています。

- 1 広域連合や市(区)町村などは、保険料の還付や高額療養費などの受け取りのため、金融機関等のATM(現金自動預け払い機)の操作を求めません。
- 2 保険料の還付や高額療養費などの支給の決定は、必ず郵送で通知します。

※不審な電話や訪問があった場合は1人で判断せず、お住まいの市(区)町村の長寿医療担当広域連合、又は最寄りの警察署までご相談ください。